

国地契第83号  
国官技第137号  
国営計第85号  
平成17年10月7日

各地方整備局総務部長あて  
各地方整備局企画部長あて  
各地方整備局営繕部長あて

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長

### 簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続について

技術提案を求め、その技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）に関しては、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式」（平成12年3月27日付け建設省会発第172号）、「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号。以下「実施手続通知」という。）、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成14年6月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号）等に基づき実施しているところである。

先に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）が施行され、今般、同法第8条第1項に基づき「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）が定められたところであるが、同法においては、公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされたところである。

また、平成17年7月29日付けで、国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会において、「入札談合の再発防止対策について」が取りまとめられ、平成17年8月12日付け国官地第21号をもって事務次官から各地方整備局長等あて通知されたところであるが、同対策の具体的措置として、総合評価方式の拡大と充実が掲げられているところである。

については、総合評価落札方式の拡大及び充実を図るため、簡易な評価方法による「簡易型総合評価落札方式」の実施に係る手続を下記のとおり定めたので、適切に実施され

たい。

## 記

### 1 対象工事

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）（以下「手続き通達」という。）に基づき行われる工事で、標準ガイド第1Ⅲ1(1)において設定する全ての評価項目が必須以外の評価項目である工事のうち、技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事とする。

### 2 評価項目

標準ガイド第2Ⅲ2による評価項目については、「簡易な施工計画」における「施工計画の実施手順の妥当性」等とし、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号の別添）を参照するものとする。

### 3 標準点及び加算点

標準ガイド第2Ⅳ3の入札説明書等で示した最低限の要求要件を満たしている場合における評価点を「標準点」とし、標準点に、技術資料の内容に応じて与える点を「加算点」というものとする。

### 4 標準点と加算点との配点割合

標準ガイド第2Ⅲ2による得点配分は、標準点を100点とし、加算点を10点から30点までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めるものとする。

### 5 入札公告等に明示する事項

実施手続通知の記11(1)⑥の評価基準は、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号の別添）を参照するものとする。

#### 附 則

（適用期日）

1 この通知は、平成17年10月14日以降に入札手続を開始する工事から適用する。  
（「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」の一部改正）

2 「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）の一部を次のように改正する。

記1中「一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式の対象工事であって、以下の工事（設計・施工一括発注方式を含む。）に該当する場合に」を「競争入札に付する工事（特に小規模な工事を除く。）について、次の(1)から(3)までのいずれに該当するかに着目して総合評価落札方式を」に改める。

記2を次のように改める。

## 2 募集手続

(1) 一般競争入札方式における入札公告、公募型指名競争入札方式における技術資料収集に係る掲示又は工事希望型競争入札における送付資料の送付を行う際に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一 総合評価落札方式である旨

二 性能等の要求要件及び評価基準

三 発注者が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、技術提案を求める旨

(2) 技術提案は、一般競争入札方式における競争参加資格確認資料又は公募型指名競争入札方式若しくは工事希望型競争入札方式における技術資料の提出の際に、併せて提出するものとする。

記4(1)中「VE提案」を「技術提案」に改め、記4(2)中「位置づけ」を「位置付け」に、「VE提案」を「標準案と異なる設計及び施工方法等に関する技術提案(以下「VE提案」という。)」に改め、記4(3)中「VE提案」を「技術提案」に改める。

記7、記9及び記10中「VE提案」を「技術提案」に改める。

記11(1)②及び③中「VE提案」を「技術提案」に改め、記11(1)④中「。(資料作成説明会を開催する場合)」を「(難易度の高い工事において資料作成説明会を開催する場合に限る。)」に改め、記11(2)②中「VE提案」を「技術提案」に改め、記11(2)③中「VE提案等の採否」を「技術提案等の採否」に、「VE提案が適正」を「技術提案が適正」に、「苦情申し立て」を「苦情申し立て」に改め、記11(2)⑤中「VE提案」を「技術提案」に改める。

別紙中「総合評価方式の手続(一般競争入札方式の場合)」を「総合評価方式の手続(一般競争入札方式(協定対象)の場合)」に改める。

(「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」の一部改正)

3 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(平成14年6月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号)の一部を次のように改正する。

前文中「運用試行案」を「運用」に改める。

記1. 中「運用試行案」を「運用」に改める。

記1. (1)中「評価項目である工事」の次に「のうち、技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事以外の工事」を加える。

記1. (3)中「、加算点を10点とし、工事の内容等に応じて加減する」を「とし、加算点を10点から50点までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に定める」に改める。

記1. (4)中「加算点が10点」の次に「から50点までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めたもの」を加え、記1. (4)①中「10点」を「50点(加算

点が50点の場合。)から10点(加算点が10点の場合。)」に改め、記1. (4)②中「性能等に関して、」の次に「例えば、」を加え、記1. (4)②中「10/5/0点」

を「50～10／25～5／0点」に改め、記1.(4)②になお書きとして「なお、4段階以上で評価、判定することもできるものとする。」を加え、記1.(4)③中「10点」を「50～10点」に改める。

#### 4 総合評価における審査に関する体制

総合評価における審査に関する体制については、別に定める。

